

保険外併用療養費に係る療養に関するご案内

●医薬品の治験に係る診療に関する事項

当院では、医薬品の係る臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的する治験を実施しております。この治験の実施については、患者様への情報提供を前提とし、患者様の自由な選択と同意がなされたものに限っております。

●特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

2025年4月現在

特別療養環境室及び料金・設備

金額		部屋番号
※1	22,000円	330 ・ 430 ・ 630 ・ 730 ・ 830
※2	13,200円	311 ・ 337 ・ 411 ・ 438 ・ 611 ・ 636 ・ 736 ・ 836
※3		310 ・ 331 ・ 332 ・ 333 ・ 335 ・ 336 ・ 403 ・ 405 ・ 410 ・ 433 ・ 435
		436 ・ 437 ・ 610 ・ 612 ・ 613 ・ 615 ・ 616 ・ 617 ・ 618 ・ 632 ・ 633
		635 ・ 712 ・ 713 ・ 715 ・ 716 ・ 717 ・ 718 ・ 731 ・ 732 ・ 733 ・ 735
		805 ・ 812 ・ 813 ・ 815 ・ 827 ・ 828 ・ 831 ・ 832 ・ 833 ・ 835
※4	11,000円	703 ・ 705
※5	6,600円	401 ・ 402 ・ 701 ・ 702 ・ 801 ・ 802
※4	回復期 9,900円	915 ・ 916 ・ 917 ・ 918 ・ 933 ・ 935
※5	6,600円	901 ・ 902
※1	緩和 16,500円	523
※6	和 13,200円	501 ・ 502 ・ 503
※3	3,300円	515 ・ 516 ・ 517 ・ 518 ・ 520

料金の算定方法は健康保険法の計算（0 時～24 時）を基本としています。

注）1 日の内、数時間でも 24 時間利用でも 1 日の計算となります。

例）1 泊 2 日で入院した場合、個室料金は 2 日分の計算となります。

※当院ホームページにも掲載しております。

【主な設備概況】

- ※1 バス・トイレ・洗面台・テレビ（無料）・電話（有料）・ミニキッチン・冷蔵庫・電子レンジ
ソファベッド・ソファテーブル・クローゼット・金庫
- ※2 バス・トイレ・洗面台・テレビ（無料）・電話（有料）・冷蔵庫・チェアベッド・椅子・テーブル
クローゼット・金庫・床頭台
- ※3 シャワー・トイレ・洗面台・テレビ（無料）・電話（有料）・冷蔵庫・チェアベッド・椅子
テーブル・クローゼット・金庫・床頭台
- ※4 トイレ・洗面台・テレビ（無料）・電話（有料）・冷蔵庫・チェアベッド・椅子・テーブル
クローゼット・金庫・床頭台
- ※5 洗面台・テレビ（有料）・椅子・テーブル・クローゼット・金庫・床頭台
- ※6 トイレ・洗面台・テレビ（無料）・電話（有料）・ミニキッチン・畳スペース・冷蔵庫
ソファベッド・テーブル・クローゼット・金庫

●病院の初診に関する事項

他の保険医療機関等から紹介状を持参せずに、当院へ直接来院された患者さんについては、初診に係る費用として初診料とは別に医科：7,700 円、歯科：5,500 円が必要です。また、前回受診日より一定期間受診がなく初診扱いとなる場合も保険外併用療養費が発生することがあります。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず受診した場合にあっては、この限りではありません。

●病院の再診に関する事項

他の保険医療機関等当へ逆紹介したのにも関わらず、当院での治療を継続された患者さんについては、再診に係る費用として再診料とは別に医科:3,300 円、 歯科:2,090 円が再診の都度必要です。また、前回受診日より一定期間受診がなく初診扱いとなる場合も保険外併用療養費が発生することがあります。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず受診した場合にあっては、この限りではありません。

●入院期間が 180 日を超える入院に関する事項

入院治療の必要性が低いにもかかわらず患者さんの事情により長期(180 日を超えて)にわたり入院されている患者さんは、入院料の一部を患者さんにご負担して頂くこととなる場合があります。

〔181 日目より、1 日につき 2,728 円がご負担となります。〕

●金属床による総義歯の料金に関する事項

当院口腔外科での金属床による総義歯は下記の金額をご負担頂くこととなります。

金属の種類	1 床あたりの価格	
	上顎	下顎
コバルトクロム合金	220,000	220,000
チタン合金	275,000	275,000

●後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和 6 年 10 月より、医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただく必要があります。なお、医療上必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。